Anniversary 140th 学術書出版ひとすじ since1877

創業140周年記念出版

有斐閣コンメンタール

新注釈民法

判例と学説を
総合的に解説した
本格的注釈書

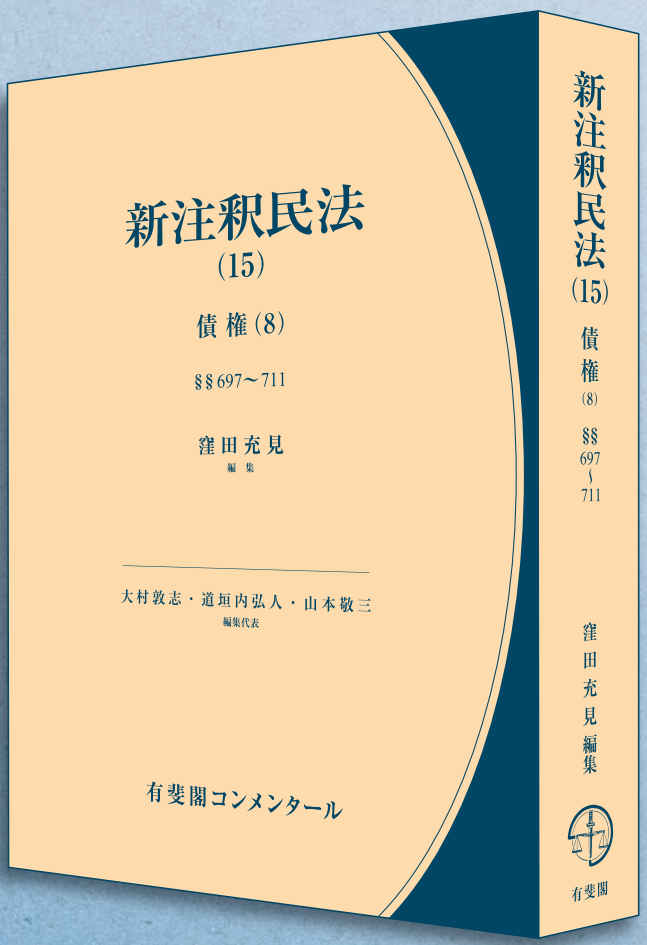

編集代表
大村敦志
道垣内弘人
山本敬三

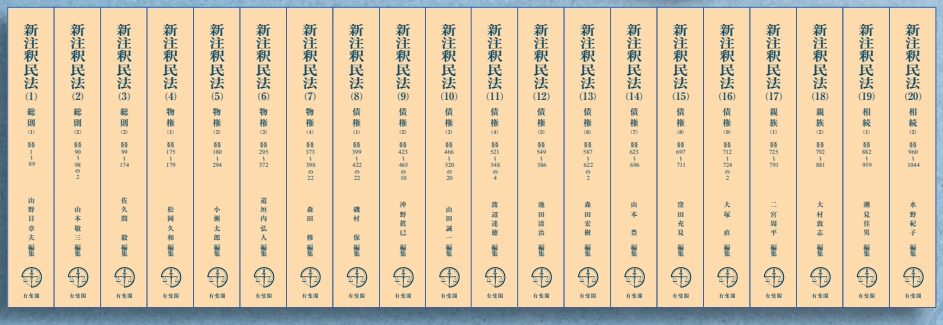

有斐閣

『新注釈民法』の刊行にあたって

『新注釈民法』の編集委員会が発足したのは2010年秋のことであった。

『注釈民法』（全26巻），『新版注釈民法』（全28巻）は，民法学界の総力を結集して企画され，前者は1964年に，後者は1988年に刊行が始まった。その後の立法・判例・学説の変遷を考えるならば，第三の注釈書が登場してよい時期が到来していると言えるだろう。

編集にあたっては次の3点に留意した。

第一に，『新版注釈民法』が『注釈民法』の改訂版であったのに対して，『新注釈民法』はこれらとは独立の新しい書物として企画した。形式的に見れば，この点は編集代表の交代に表れているが（『注釈民法』の編集代表は，中川善之助，柚木 馨，谷口知平，於保不二雄，川島武宜，加藤一郎の6名，これを引き継いだ『新版注釈民法』の編集代表は，谷口知平，於保不二雄，川島武宜，林 良平，加藤一郎，幾代通の6名であった），各巻の編集委員も新たにお願いし，各執筆者には『新版注釈民法』の再度の改訂ではなく新たな原稿の執筆をお願いした。もっとも，『注釈民法』『新版注釈民法』が存在することを踏まえて，これらを参照すれば足りる点については，重複を避けてこれらに委ねることとした。

第二に，『新注釈民法』もまた，「判例に重きをおき，学説についてもその客観的状況を示して，現行の民法の姿を明らかにする」という基本方針を踏襲している。もっとも，判例に関しては，最高裁判例を中心としつつ必要に応じて下級審裁判例にも言及するが，必ずしも網羅的であることを求めないこととした。また，『注釈民法』『新版注釈民法』においては詳細な比較法的説明も散見されたが，『新注釈民法』では，現行の日本民法の注釈を行うという観点に立ち，外国法への言及は必要な限度に限ることとした。法情報が飛躍的に増加するとともに，かつてに比べると調査そのものは容易になったことに鑑み，情報の選別に意を用いることにした次第である。

第三に，『新注釈民法』は，民法（債権関係）改正と法科大学院の発足を強く意識している。一方で，民法（債権関係）改正との関係では，全20巻を三つのグループに分け，民法（債権関係）改正と関係の少ないグループから刊行を始めることとした。また，改正の対象となっていない部分についても，変動しつつある日本民法の注釈という観点から，立法論の現況や可能性を客観的に示すことに意を用いた。他方，実務との連携という観点から，要件事実への言及が不可欠な条文を選び出し，各所に項目を設けて実務家に執筆してもらうこととした。

刊行にあたっては，多くの研究者のご協力をいただいているが，この10数年，大学をめぐる環境は厳しさを増しているのに加えて，民法（債権関係）改正法案の成立時期がはっきりしなかったこともあり，執筆者の方々はスケジュール調整に苦心されたことであろう。この場を借りて厚く御礼を申し上げる。

冒頭に述べたように，注釈民法の刊行は1964年に始まったが，実は、これに先立ち，有斐閣からは註釈民法全書として，1950年に中川善之助編集代表『註釈親族法（上下）』，1954年に同『註釈相続法（上下）』が刊行されていた。有斐閣は2017年に創業140周年を迎えるが，民法のコンメンタールはその後半70年を通じて，歩みをともにしてきたことになる。熱意を持ってこの企画に取り組んで来られた歴代の関係各位に改めて敬意と謝意を表する次第である。

2016年10月

『新注釈民法』編集代表　大村　敦志
道垣内弘人
山本　敬三

各巻構成（予定）

新注釈民法 (1)	総則(1)	§§ 1-89	通則・人・法人・物	山野目章夫 編集
新注釈民法 (2)	総則(2)	§§ 90-98の2	法律行為(1)	山本敬三 編集
新注釈民法 (3)	総則(3)	§§ 99-174	法律行為(2)・期間の計算・時効	佐久間　毅 編集
新注釈民法 (4)	物権(1)	§§ 175-179	物権総則	松岡久和 編集
新注釈民法 (5)	物権(2)	§§ 180-294	占有権・所有権・地上権・永小作権・地役権	小粥太郎 編集
新注釈民法 (6)	物権(3)	§§ 295-372	留置権・先取特権・質権・抵当権(1)	道垣内弘人 編集
新注釈民法 (7)	物権(4)	§§ 373-398の22	抵当権(2)・非典型担保	森田　修 編集
新注釈民法 (8)	債権(1)	§§ 399-422の2	債権の目的・債権の効力(1)	磯村　保 編集
新注釈民法 (9)	債権(2)	§§ 423-465の10	債権の効力(2)・多数当事者の債権及び債務	沖野眞已 編集
新注釈民法 (10)	債権(3)	§§ 466-520の20	債権の譲渡・債務の引受け・債権の消滅・有価証券	山田誠一 編集
新注釈民法 (11)	債権(4)	§§ 521-548の4	契約総則	渡辺達徳 編集
新注釈民法 (12)	債権(5)	§§ 549-586	贈与・売買・交換	池田清治 編集
新注釈民法 (13)	債権(6)	§§ 587-622の2	消費貸借・使用貸借・賃貸借・借地借家法	森田宏樹 編集
新注釈民法 (14)	債権(7)	§§ 623-696	雇用・請負・委任・寄託・組合・終身定期金・和解	山本　豊 編集
新注釈民法 (15)	債権(8)	§§ 697～711	事務管理・不当利得・不法行為(1)	窪田充見 編集
新注釈民法 (16)	債権(9)	§§ 712～724の2	不法行為(2)	大塚　直 編集
新注釈民法 (17)	親族(1)	§§ 725-791	総則・婚姻・親子(1)	二宮周平 編集
新注釈民法 (18)	親族(2)	§§ 792-881	親子(2)・親権・後見・保佐及び補助・扶養	大村敦志 編集
新注釈民法 (19)	相続(1)	§§ 882-959	総則・相続人・相続の効力・相続の承認及び放棄・財産分離・相続人の不存在	潮見佳男 編集
新注釈民法 (20)	相続(2)	§§ 960-1044	遺言・遺留分	水野紀子 編集

※民法（債権関係）改正法案に対応した構成となっております。法改正の状況に応じて変更となることがあります。

『新注釈民法』全20巻刊行開始

2017年2月
発売予定

新注釈民法(15)

債権(8)

判例・学説の到達点を示す，本格的コンメンタール
『新注釈民法』全20巻の第1回配本。
本巻は，第3編債権「第3章 事務管理」
「第4章 不当利得」および「第5章 不法行為」中
一般不法行為を扱う。
信頼と伝統を受け継いだ，新時代のコンメンタール。

窪田充見 編集
大村敦志・道垣内弘人
山本敬三 編集代表

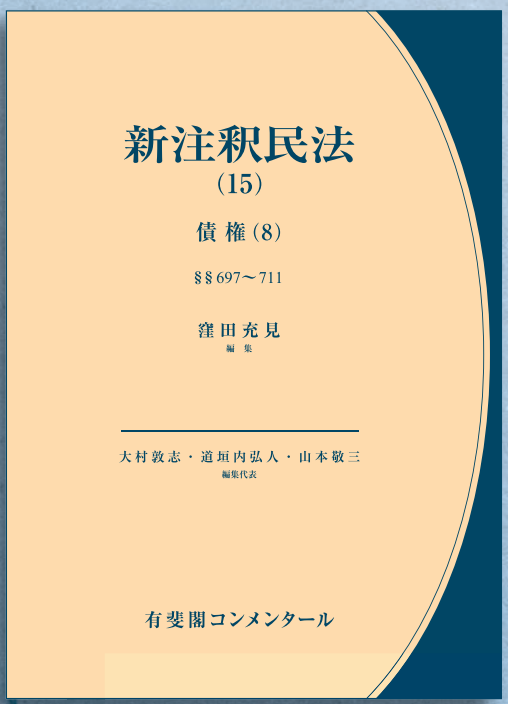

有斐閣コンメンタール
A5判／上製箱入 984頁
本体10,000円+税
ISBN978-4-641-01751-1

本巻の主な目次

第3章　事務管理
697条～702条 …… 平田健治
第4章　不当利得
703条・704条 …… 藤原正則
705条～708条 …… 川角由和
不当利得の要件事実 …… 竹内　努
第5章　不法行為
709条
A　不法行為法に関する総説 …… 橋本佳幸
B　不法行為の成立要件 …… 橋本佳幸
C　不法行為の効果 …… 前田陽一
D　不法行為の類型
Ⅰ　名誉毀損・プライバシー侵害等 … 水野　謙
Ⅱ　医療事故 …… 手嶋　豊
Ⅲ　製造物に関する事故 …… 米村滋人
Ⅳ　公害・環境侵害 …… 吉村良一
Ⅴ　交通事故 …… 山口成樹
Ⅵ　取引関係における不法行為 …… 後藤巻則
一般不法行為の要件事実 …… 竹内　努
710条・711条 …… 窪田充見

140周年を迎えて

2017年1月をもちまして，小社は創業140年目を迎えました。ご愛顧いただきました読者の皆様に，心より御礼申し上げます。

出版を取り巻く環境や大学や大学院における研究・教育環境は大きく変わりつつあります。140年の歴史の中でもこれほど急激かつ多岐にわたる変化は，創業以来と言っても過言ではありません。

この節目に，学問の世界における出版とは何か，そこにおける我々の役割は何かということを改めて問い直し，学問の世界における伴走者として使命を全うしたいと考えております。

今後ともご愛読，ご指導賜りますようお願い申し上げます。

有斐閣 代表取締役社長 江草貞治

Anniversary 140th 学術書出版ひとすじ since1877
創業140周年
記念出版

●書籍詳細ページはこちらから

有斐閣
〒101-0051 千代田区神田神保町2-17
TEL 03-3265-6811　FAX 03-3262-8035

※表示価格は税別。消費税込みの金額が定価です。

http://www.yuhikaku.co.jp/